

令和6年8月21日

厚生労働省保険局  
保険局長 鹿沼均 様

一般社団法人全国介護事業者連盟  
理事長 斎藤正行



## 要望書

下記の事項について要望いたします。よろしくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 要望内容

令和6年度診療報酬改定において新設された「訪問看護管理療養費1」および「訪問看護管理療養費2」に係る施設基準の届出について、地方厚生局から管下の訪問看護ステーションに対して個別の通知が行われないなど、周知が不十分であった場合においては、令和6年6月1日に遡って算定できるようご配慮いただきたい。

#### 2. 事由

- (1) 厚生労働省保険局医療課からの事務連絡『令和6年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」に係る届出について（令和6年5月28日）』にて、「貴管下の訪問看護ステーション及び審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい」との通知が地方厚生局医療課宛になされていたが、一部の地方厚生局管下においてはホームページ上での周知のみしか行われないなど、訪問看護ステーションに対する周知が十分ではなく、事業者が届出の必要性や期日を認識することが困難であった。（添付資料（1）（2）（3）参照）
- (2) 訪問看護管理療養費は訪問看護ステーションであれば通常算定するものであり、報酬改定前より当該報酬を算定していた事業者については、施設基準に変更のない限りにおいて「訪問看護管理療養費2」が少なくとも算定できるべきである。
- (3) 「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」の算定に係る届出を行わなかった訪問看護ステーションにおいても、令和6年6月サービス提供分の診療報酬請求（7月10日までに請求）はエラーなく受理されており、届出の必要性の把握が遅れた。
- (4) 「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」が複数月にわたって算定できないことにより、訪問看護ステーションの経営に重大な支障（報酬の3割程度の減収）が生じ、患者への適切な保健医療サービスの提供と医療従事者の雇用の確保が困難な状況にある。

#### 3. 添付資料

- (1) 令和6年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」に係る届出について（令和6年5月28日、厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- (2) 訪問看護管理療養費の届出に係る各地方厚生局の周知方法（全国介護事業者連盟）
- (3) <重要なお知らせ>訪問看護管理療養費を算定する場合の届出について（北海道厚生局）

以上

事務連絡  
令和6年5月28日

地方厚生（支）局医療課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費1」及び  
「訪問看護管理療養費2」に係る届出について

「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」に係る施設基準及びその届出に関する手続きについては、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第7号厚生労働省保険局医療課長通知）により、その取扱いをお示ししてきたところであるが、今般、令和6年3月31日時点において現に指定訪問看護事業を行う指定訪問看護事業所（以下「経過措置対象事業所」という。）が算定する「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」に係る施設基準の届出に関する疑義が寄せられていることを踏まえ新たに検討し、経過措置対象事業所が行う「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」に係る施設基準の届出については、下記の取扱いとすることから、貴管下の訪問看護ステーション及び審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

#### 記

経過措置対象事業所が行う令和6年6月1日からの算定に係る「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」の施設基準の届出については、令和6年7月1日までに届出を受理した場合については、令和6年6月1日から算定する。

（参考）令和6年6月1日からの算定に係る施設基準の届出について

①	②及び③以外の施設基準に係る届出	令和6年6月3日までに届出
②	「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（I）」に係る施設基準の届出	令和6年6月21日までに届出
③	「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」に係る施設基準の届出	令和6年7月1日までに届出

※令和6年9月30日までの間、経過措置対象事業所は「訪問看護管理療養費1」の施設基準を満たさない場合であっても、「訪問看護管理療養費1」の施設基準に該当するものとみなす経過措置を設けている。なお、当該経過措置に該当する場合にも、算定に当たっては施設基準の届出が必要となる。

【訪問看護管理療養費】

問1 令和6年3月31日時点において、指定訪問看護を行う訪問看護ステーションについては、令和6年6月1日から訪問看護管理療養費1又は2の算定を行うためには、当該施設基準の届出を行う必要があるのか。

(答) 本事務連絡のとおり、令和6年7月1日までに届出する必要がある。

問2 令和6年3月31日時点において指定訪問看護を行う訪問看護ステーションであって、訪問看護管理療養費1の施設基準を満たしていない事業所が、「訪問看護管理療養費1の基準については、令和6年3月31日時点において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和6年9月30日までの間に限り、訪問看護管理療養費1の基準に該当するものとみなす」との経過措置により訪問看護管理療養費1を算定しようとする場合、どのような届出を行う必要があるのか。

(答) 令和6年6月実施分から算定する場合には、令和6年7月1日までに訪問看護管理療養費1の届出を行う必要がある。

問3 令和6年3月31日時点において、指定訪問看護を行う訪問看護ステーションについては、訪問看護管理療養費2の届出を行った場合も、令和6年9月30日までは訪問看護管理療養費1を算定できるのか。

(答) 算定不可。訪問看護管理療養費2の届出を行った訪問看護ステーションは、届出以降は訪問看護管理療養費2を算定する。

問4 訪問看護管理療養費1又は2の届出を、令和6年7月1日までに行っている場合であっても、令和6年10月1日までに改めて地方厚生（支）局長に届出を行う必要はあるのか。

(答) 届出内容に変更がない場合には、改めて届出を行う必要はない。

なお、令和6年7月1日までに訪問看護管理療養費1の届出を行った訪問看護ステーションのうち、経過措置終了時点で施設基準を満たさない訪問看護ステーションについては、令和6年10月1日までに訪問看護管理療養費2の届出を行う必要がある。

問5 令和6年4月1日以降に、新たに指定を受けた訪問看護ステーションについては、令和6年6月1日から訪問看護管理療養費1又は2の算定を行う場合は、令和6年6月3日までに訪問看護管理療養費1又は2の届出を行う必要があるのか。

(答) そのとおり。

## 添付資料 (2)

### 訪問看護管理療養費の届出に係る各地方厚生局の周知方法

(令和6年8月15・16日に全国介護事業者連盟が各地方厚生局に電話にて聞き取り)

地方厚生局	個別通知	管下の訪問看護ステーションへの周知方法
北海道厚生局	有	郵送
東北厚生局	無	ホームページ掲載
関東信越厚生局	無	ホームページ掲載および集団指導
東海北陸厚生局	無	ホームページ掲載および公式Instagram
近畿厚生局	有	郵送
中国四国厚生局	有	郵送
四国厚生支局	有	郵送（6月上旬時点で届出のなかった事業者にのみ）
九州厚生局	有	郵送

＜重要なお知らせ＞

訪問看護管理療養費を算定する場合は届出が必要です

令和6年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」については、令和6年3月31日時点で現に指定訪問看護を提供する訪問看護ステーションは令和6年9月30日まで経過措置が設けられているところですが、令和6年6月1日からの算定にあたっては、北海道厚生局への届出が必要です。

「訪問看護管理療養費に係る届出書」（様式9）

令和6年7月1日（月）まで（必着）

- 届出様式は、北海道厚生局のホームページに掲載しています
- 訪問看護管理療養費1の基準に該当しない場合であっても、経過措置により訪問看護管理療養費1の届出が可能です
- 訪問看護管理療養費2を届け出た場合は訪問看護管理療養費2を算定することになります

経過措置終了時の届出に関する手続き

上記の届出時点では訪問看護管理療養費1の基準を満たさないが、経過措置により訪問看護管理療養費1の届出を行った訪問看護ステーションは令和6年10月1日（火）まで（必着）に、あらためて訪問看護管理療養費1又は2の届出が必要となります。詳細は、北海道厚生局のホームページをご参照ください。

このお知らせは、令和6年3月31日時点で現に指定訪問看護を提供する訪問看護ステーション（経過措置対象事業所）の皆様へお送りしています。すでに届出済みの場合は、行違いとなりますのでご容赦くださいますようお願い申し上げます。